

# 旅費規定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 釧路サッカー協会役員並びに常任理事会において承認された者が、会務のために出張する場合は、この規定の定めるところによる。

(出張の定義)

第2条 出張とは、釧路サッカー協会が命令、委嘱又は許可の形式をとり、一時釧路を離れて旅行することをいう。

(出張の種類)

第3条 出張の種類は次のとおりとする

- (1) 一般出張
- (2) 大会派遣出張

(出張の手続き)

第4条 出張をする者は、出張目的、出張地、期間等について、関係資料を添付して申請書を提出しなければならない。

(出張の報告)

第5条 出張を終えた時は、2週間以内に報告書を提出しなければならない。

## 第2章 旅費

第6条 旅費の支給基準は次のとおりとする。

- (1) 旅費は、釧路駅を起点とすることを原則とする。
- (2) 旅費は、実費支給とする。
- (3) 道内出張は、自動車利用を原則とし、特急料金を加えて支給する。
- (4) 道外出張は、航空機利用を認める。
- (5) 自家用車使用は原則として認めない。但し、諸事情により自家用車使用が必要な場合は、あらかじめ願い書を提出しなければならない。

尚、諸経費については、公共交通機関を利用した場合の料金を支給する。

(6) 上部団体から経費の支給がある時は、その不足分を支給する。

(7) 交通費、日当、宿泊費は基準別表1による。

但し、大会派遣出張は、交通費、宿泊費は遠征に係る経費とする。

(8) 釧路管内の旅費は基準別表2による。

(基準別表1)

道 内 旅 費	交通費	最寄りの駅～目的地の駅 例(釧路 北海道サッカー協会 釧路駅～札幌駅) 特急料金(Rキップ)
	市内交通費	1日 1,000円(一律)
	宿泊費	一泊 10,000円
	日当	1日 2,000円
道 外 旅 費	航空料金	最寄りの駅～目的地の駅 例(釧路 日サ協 釧路駅～釧路空港～羽田～モルル～渋谷) 7日以内:往復割引料金
	市内交通費	1日 1,000円(一律)
	宿泊費	一泊 14,000円
	日当	1日 2,000円

(基準別表2)

釧路～根室(123km)	4,000円(公共交通機関と同等(バス料金))
釧路～中標津・別海(100km)	3,600円 "
釧路～標茶・厚岸(50km)	1,600円 "
釧路～白糠(30km)	1,000円 "